

畜産安全対策事業の運用について

制 定	平成 20 年	4 月 22 日	19 消安第 15124 号
一部改正	平成 21 年	4 月 1 日	20 消安第 12879 号
一部改正	平成 22 年	4 月 1 日	21 消安第 14389 号
一部改正	平成 23 年	4 月 1 日	22 消安第 10051 号
一部改正	平成 25 年	5 月 16 日	24 消安第 6304 号
一部改正	平成 26 年	3 月 24 日	25 消安第 6073 号
一部改正	平成 27 年	4 月 9 日	26 消安第 6625 号
一部改正	平成 28 年	4 月 1 日	27 消安第 6273 号
一部改正	平成 30 年	3 月 29 日	29 消安第 6515 号
一部改正	平成 31 年	3 月 27 日	30 消安第 6011 号
一部改正	令和 2 年	3 月 31 日	元消安第 5766 号
一部改正	令和 3 年	4 月 1 日	2 消安第 6398 号
一部改正	令和 4 年	5 月 12 日	4 消安第 693 号
一部改正	令和 4 年 1 2 月	9 日	4 消安第 4626 号
一部改正	令和 5 年	3 月 30 日	4 消安第 6872 号
一部改正	令和 5 年 1 1 月 29 日		5 消安第 4284 号
一部改正	令和 6 年	3 月 29 日	5 消安第 6362 号
一部改正	令和 6 年 1 2 月 1 7 日		6 消安第 4734 号
一部改正	令和 7 年	3 月 31 日	6 消安第 6065 号
二部改正	令和 7 年 1 2 月 1 6 日		7 消安第 4955 号

第 1 本運用通知の対象となる事業の種類

本運用通知の対象となる事業の種類は、食料安全保障確立対策事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6184 号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）の別表の事業の種類の欄の I に掲げる事業とする。

第 2 目標に対する取組

本事業は、事業実施主体の自主的な取組を支援し、要領第 2 の（1）に掲げる事項に係る目標の達成を図るものとする。

第 3 共通事項関係

1 事業実施計画の提出

要領第 4 の 1 の事業実施計画は、事業実施主体及び事業の種類ごとに別記

様式第1号に準じて作成するものとする。

2 事業の着手

要領第4の2の事業の着手は、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、消費・安全局長に提出するものとする。

第4 個別事業関係

1 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

事業実施主体は、獣医師の育成・確保を支援するため、次の事業を行うものとする。

(1) 獣医師養成確保修学資金給付事業

ア 将来、産業動物診療又は都道府県の家畜防疫員への就業を志す高校生等に対し、獣医系大学が設定する地域枠入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用を上限とする修学資金及び大学入学後、月額18万円（国公立大学は月額10万円）を上限とする修学資金を給付する。

（獣医師免許を取得後、給付月額が5万円以下の場合は給付期間の4分の5の期間（最大7年6か月間）、5万円を超える場合は給付期間の2分の3の期間（最大9年間）、12万円を超える場合は給付期間の3分の5の期間（最大10年間）を合算した期間、事前に取り決めた就業先で獣医師として従事しない場合、修学資金の返還を求める。）

イ 将来、産業動物診療又は都道府県の家畜防疫員への就業を志す獣医学学生に対し、月額18万円（国公立大学は月額10万円）を上限とする修学資金を給付する。

（獣医師免許を取得後、給付月額が5万円以下の場合は給付期間の4分の5の期間（最大7年6か月間）、5万円を超える場合は給付期間の2分の3の期間（最大9年間）、12万円を超える場合は給付期間の3分の5の期間（最大10年間）を合算した期間、事前に取り決めた就業先で獣医師として従事しない場合、修学資金の返還を求める。）

(2) 獣医師確保・能力向上・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業

ア 臨床実習等支援事業

獣医師の育成・確保を推進するための検討会を開催するとともに、獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物の現場に同行した就業研修の実施、畜種別疾病講習会及び産業動物分野への理解醸成のための講習会等を開催する。

イ 獣医師能力向上・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業

（ア）新規獣医師臨床研修促進事業

獣医師として経験が少ない新規獣医師を対象に、臨床現場における知識や技術を修得するための実践的な初期臨床研修等を実施する。

（イ）管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援事業

診療獣医師を対象とした生産者が求める農家経営や飼養衛生管理等の知識と実践的な技術を修得するための短期及び長期の研修、小動物診療獣医師が産業動物分野に参画するための研修、産業動物分野における獣医師の中途採用者を確保するための就業支援、中高生等を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるセミナー、女性獣医師等に対する就業支援によるライフステージに応じた活躍を促進するための研修等の実施並びに専門性の高い獣医療の提供のための調査・検討を行う。

（ウ）地域獣医療体制整備支援事業

産業動物診療獣医師の確保が困難な地域も含め、我が国の獣医療提供体制の整備を図るため、情報通信機器を用いた効率的な診療の推進、家畜伝染病発生時に備えた防疫体制の整備、女性獣医師、退職獣医師、産業動物診療獣医師以外の獣医師の積極的な活用その他優良な取組を支援する。

（3）産業動物遠隔診療推進事業

産業動物診療獣医師の確保が困難な地域等において、遠隔診療を活用した効率的な診療等の地域の獣医師を有効に活用した獣医療提供体制の整備に関する優良な取組を支援する。

（4）産業動物遠隔診療緊急推進事業

産業動物に対し、効率的な診療を行うことが困難な地域において、遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制を整備する取組を支援する。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を他の民間団体又は地方公共団体に委託して行うことができるものとする。この場合において事業実施主体は、委託先と実施に関する契約を締結し、消費・安全局長に届けなければならない。

3 その他

（1）食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱（平成28年3月29日付け27消安第6176号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1の事業のうち、補助対象とする経費の範囲及び補助率は、別表のとおりとする。

- (2) 管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援事業のうち管理獣医師育成長期研修事業、地域獣医療体制整備支援事業、産業動物遠隔診療推進事業及び産業動物遠隔診療緊急推進事業の実施に当たっては、事業実施主体は別紙の事項に留意の上、事業を実施するものとする。
- (3) 事業の実施に要する人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知)及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第961号経理課長通知)に基づき適切に算定するものとする。
- (4) 畜産安全対策事業の実施につき必要な事項は、この通知に定めるもののほか、消費・安全局長が別に定めるものとする。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和4年5月12日から施行する。ただし、令和4年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和4年12月9日から施行する。ただし、産業動物遠隔診療推進事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和5年3月30日から施行する。ただし、令和5年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和5年11月29日から施行する。ただし、産業動物遠隔診療推進事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和6年3月29日から施行する。ただし、令和6年度事業の申請に係る手続については、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和6年12月17日から施行する。ただし、産業動物遠隔診療推進事業の申請に係る手続きについては、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和7年3月31日から施行する。ただし、令和7年度事業の申請に係る手続きについては、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

この改正は、令和7年12月16日から施行する。ただし、産業動物遠隔診療緊急推進事業の申請に係る手続きについては、この改正の施行前においても、改正後の様式により行うことができる。

(別表)

対象事業	補助対象経費	補助率
(1) 獣医師養成確保 修学資金給付事業	<p>○高校生等に対して給付する修学資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学時学納金 (入学金、授業料(1年次前期分)、実習費等) <p>○獣医学生に対して給付する修学資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国公立大学生: 10万円以内 ・私立大学生: 18万円以内 	1/2 以内
	<p>○高校生等・獣医学生、共同負担者、獣医系大学等関係者に対して、修学資金事業の普及、連絡調整・指導等に要する経費(第4の1 (1)アの事業を実施する場合)</p> <p>貸借料、通信運搬費、消耗品費、現地指導旅費、印刷製本費、発送配達費、技術指導費、役務費</p>	定額
	<p>○獣医学生、共同負担者、獣医系大学等関係者に対して、修学資金事業の普及、連絡調整・指導等に要する経費(第4の1(1) イの事業を実施する場合)</p> <p>貸借料、通信運搬費、消耗品費、現地指導旅費、印刷製本費、発送配達費、技術指導費、役務費</p>	定額
(2) 獣医師確保・能 力向上・就業支援 ・地域獣医療体制 整備支援事業 ア 臨床実習等支 援事業	<p>○獣医学生を対象とした産業動物の臨床実習、都道府県の家畜衛生行政実習(獣医女子学生を対象とした女性獣医師の職場における実習を含む)の実施に要する経費</p> <p>講師謝金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、施設借料、通信運搬費、光熱水料、実習バス等借料、宿泊費、学生旅費等</p>	定額

	<p>○獣医学生を対象とした家畜疾病別の講習会や理解醸成のための講習会の開催に要する経費</p> <p>講師謝金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、施設借料、通信運搬費</p>	
	<p>○事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費</p> <p>(検討会)</p> <p>委員旅費、委員謝金、資料印刷費</p> <p>(事務等)</p> <p>技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等</p>	
<p>イ 獣医師能力向上 ・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業 (ア) 新規獣医師臨床研修促進事業</p>	<p>○新規獣医師を対象とした技術研修の実施に要する経費</p> <p>e-ラーニング教材作成費、指導獣医師謝金、プログラム実施費、指導獣医師旅費、消耗品費等</p>	定額
	<p>○事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費</p> <p>(検討会)</p> <p>委員旅費、委員謝金、資料印刷費</p> <p>(事務等)</p> <p>技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等</p>	
<p>(イ) 管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援事業</p>	<p>○診療獣医師を対象とした管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する短期研修及び長期研修・セミナーや理解醸成のための講習会・検討会の実施に要する経費</p> <p>(管理獣医師育成短期研修)</p> <p>指導獣医師謝金、プログラム実施費、指導獣医師旅費、資料印刷費等</p> <p>(管理獣医師育成長期研修)</p> <p>指導獣医師謝金、プログラム実施費</p> <p>(セミナー)</p>	定額

講師謝金、講師旅費、施設借料、資料印刷費

(理解醸成のための講習会)

講師謝金、講師旅費、印刷製本費、施設借料

(検討会)

委員旅費、委員謝金、資料印刷費

○診療獣医師を対象とした高度獣医療に関する技術研修・セミナー、
小動物診療獣医師が産業動物分野に参画するための研修、産業動物分野における獣医師の中途採用者を確保するための就業支援、中高生等を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるセミナーの実施に要する経費

(技術研修)

指導獣医師謝金、プログラム実施費、指導獣医師旅費、

消耗品費等

(セミナー)

講師謝金、講師旅費、施設借料、資料印刷費

(就業支援)

講師謝金、講師旅費、施設借料、実習バス等施設借料、消耗品費等

(検討会)

委員旅費、委員謝金、資料印刷費

○女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に当たって最新の知識の習得や獣医療技術の向上を図るための研修や産業動物診療施設の雇用者を対象とした女性獣医師等の就業に対する理解醸成を促すための講習、獣医学生を対象とした将来の就業先について考える機会を提供するためのセミナーの開催に要する経費

(研修)

e-ラーニング教材作成費、講師謝金、講師旅費、技術指導費、資料印刷費等

(講習)

講師謝金、講師旅費、施設借料、資料印刷費

(セミナー)

講師謝金、講師旅費、施設借料、資料印刷費

○専門性の高い獣医療提供のための体制強化に関する調査・検討に要する経費

	<p>(調査) 技術指導費、資料整理費、旅費、資料印刷費 (検討会) 委員旅費、委員謝金、資料印刷費、技術指導費</p> <p>○事業実施を推進するための事務等に要する経費 技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等</p>	
(ウ) 地域獣医療 体制整備支援 事業	<p>○情報通信機器の活用等による地域の特性等を踏まえた獣医療提供 体制の整備を図るために要する経費 情報通信機器を用いた診療を行うための機器購入費、賃借料、プログラム実施費(遠隔診療を実施するためのシステム使用料を含む。)、技術指導費、技術指導旅費、調査員謝金、調査員旅費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費、資料印刷費、e-ラーニング教材作成費等</p> <p>○事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費 (検討会) 委員旅費、委員謝金、技術指導費、現地指導旅費、資料印刷費 (事務等) 技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等</p>	定額
(3) 産業動物遠隔診 療推進事業	<p>○遠隔診療を活用した効率的な診療等の地域の獣医師を有効に活用 した産業動物獣医療提供体制の整備を図るために要する経費 遠隔診療を行うための機器購入費、賃借料、プログラム実施費(遠 隔診療を実施するためのシステム使用料を含む)、技術指導費、技 術指導旅費、通信運搬費、消耗品費、資料印刷費</p> <p>○事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費 (検討会) 委員旅費、委員謝金、技術指導費、現地指導旅費、資料印刷費 (事務等) 技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等</p>	定額

<p>(4) 産業動物遠隔診療緊急推進事業</p>	<p>○産業動物に対し、効率的な診療を行うことが困難な地域において、遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制の整備を図るために要する経費</p> <p>遠隔診療を行うための高度診療機器購入費（ポータブルエコー等）、賃借料、プログラム実施費（遠隔診療を実施するためのシステム使用料を含む）、技術指導費、技術指導旅費、通信運搬費、消耗品費、資料印刷費</p> <hr/> <p>○事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費</p> <p>（検討会） 委員旅費、委員謝金、技術指導費、現地指導旅費、資料印刷費 （事務等） 技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等</p>	<p>定額</p>
---------------------------	--	-----------

(別紙)

- 1 管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援のうち管理獣医師育成長期研修（以下「長期研修」という。）の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項
 - (1) 事業実施主体は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2に基づき農林水産大臣の指定する診療施設において、管理獣医師を育成するための研修を行うものとする。
 - (2) 事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委員会は、長期研修を実施する診療施設の研修プログラムの内容が、管理獣医師を育成するために適切であることについて確認することとする。
 - (3) 長期研修の期間は、1名当たり最短3か月間、最長12か月間とする。また、1月当たりの研修日数は、15日以上とする。
 - (4) 長期研修に参加できる者は、当該診療施設で1年以上雇用されていない者であって、長期研修の全ての期間について研修に参加できる者とする。
 - (5) 事業実施主体は、長期研修を実施する診療施設に対して、研修参加人数にかかわらず、研修日数1日当たり1万円を上限として研修経費を負担するものとする。
- 2 地域獣医療体制整備支援事業（以下「地域整備」という。）の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項
 - (1) 事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委員会は、地域整備の実施地域及び実施計画の内容が、情報通信機器の活用等による地域の特性を踏まえた産業動物獣医療提供体制を整備する上で適切であることについて確認することとする。事業実施主体は、適切であると判断した実施計画に基づき、地域整備を実施する。
 - (2) 事業実施主体は、実施計画の実施責任者に対して上記実施計画を実施するために必要な経費の範囲内で経費を支弁する。ただし、地域整備の実施に必要となる情報通信機器については、事業実施主体が自ら購入することとし、当該情報通信機器の管理は実施計画の実施責任者に行わせるものとする。
- 3 産業動物遠隔診療推進事業（以下「遠隔診療推進」という。）の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項
 - (1) 事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委員会は、遠隔診療推進の実施地域及び実施計画の内容が、遠隔診療を活用した効率的な診療等の地域の獣医師を有効に活用した産業動物獣医療提供

体制を整備する上で適切であることについて確認することとする。事業実施主体は、適切であると判断した実施計画に基づき、遠隔診療推進を実施する。

(2) 事業実施主体は、実施計画の実施責任者に対して上記実施計画を実施するために必要な経費の範囲内で経費を支弁する。ただし、遠隔診療推進の実施に必要となる情報通信機器については、事業実施主体が自ら購入することとし、当該情報通信機器の管理は実施計画の実施責任者に行わせるものとする。

4 産業動物遠隔診療緊急推進事業（以下「遠隔診療緊急推進」という。）の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項

(1) 事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委員会は、遠隔診療緊急推進の実施地域及び実施計画の内容が、産業動物に対し、効率的な診療を行うことが困難な地域において、遠隔診療を活用した高度な獣医療提供体制の整備をする上で適切であることについて確認することとする。事業実施主体は、適切であると判断した実施計画に基づき、遠隔診療緊急推進を実施する。

(2) 事業実施主体は、実施計画の実施責任者に対して上記実施計画を実施するために必要な経費の範囲内で経費を支弁する。ただし、遠隔診療緊急推進の実施に必要となる高度診療機器については、事業実施主体が自ら購入することとし、当該高度診療機器の管理は実施計画の実施責任者に行わせるものとする。

別記様式第1号（第3の1の関係）

食料安全保障確立対策事業実施計画書 (畜産安全対策事業)

年 月 日

(所 在 地)
(事業実施主体名)

第 1 年度事業計画書

第2 個別事業関係添付資料

獣医療提供体制整備推進総合対策事業関係

1 事業の目的

2 事業の内容

獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医師育成・確保支援対策

事業の内容	事業の実施計画

臨床実習等支援に関する実施計画

事業の内容	事業の実施計画

新規獣医師臨床研修促進に関する実施計画

事業の内容	事業の実施計画

管理獣医師育成等支援・獣医師就業支援に関する実施計画

事業の内容	事業の実施計画

(注) 1 事業の内容欄には、事業の概要及び事業の実施に当たっての基本的な考え方、実施の方法等について簡潔に記載すること。

2 変更の場合には、「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについて省略する。

別記様式第2号（第3の2の関係）

食料安全保障確立対策事業の交付決定前着手届（年度）

番号
年月日

消費・安全局長 殿

所在地
事業実施主体名
代表者 氏名

食料安全保障確立対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知）第4の2の規定により、別紙の事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 第1 事業内容
- 第2 事業費及び国費
- 第3 着手予定年月日
- 第4 事業完了予定年月日
- 第5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

（注）別記様式第1号（第3の1の関係）を別紙として添付すること。